

(新型コロナウイルス感染症対策)

策定・最終更新日： 2025年 4月

(従業員・パート・等)とその家族を守るため、そして事業を継続させることで、地域・社会に貢献するため、このシートを策定しました。

1. 基本情報

企業名	医療法人 祥風会	所在地	大阪市住吉区帝塚山東4-2-3	事業継続目標 (1)	新型コロナウイルス感染症拡大を最小限にとどめ、事業継続の目標
事業継続方針	早期復旧をはかり、診療の形態を変更し、感染防止対策の徹底を行い事業継続のレベルを決める。			事業継続目標 (2)	感染症の基本知識の理解、感染症対策の正しい方法を理解し実施

(注2) 主な委託先：感染者が発生した場合に、自社の事業が中断してしまう関係性にある相手方で、サプライチェーン対策の対象となる組織です。

2. BCPの発動条件 どの段階で感染者が発生した場合にBCPを発動するかを考えます。

☐ 国 (日本)	☐ 都道府県 (2府4県)	☐ 市町村 ()
☐ 自社拠点 (大阪、奈良、京都、兵庫)	☐ その他 (各クリニック)	
※主な委託先において感染者が発生した場合、BCPを発動させる必要があります。		

3. BCPの発動時の組織体制 緊急時の組織体制を事前に決定します。

従業員間の連絡方法	☐ メール ☐ SNS (LINE等でグループ作成) ☐ 電話 ☐ その他 () ※感染症の場合は、WEB会議システムを通じた従業員間の連絡方法もあります。			
BCP担当	① 情報担当責任者	最新の感染症に関する情報を収集するとともに社内外への情報発信を行う。	担当： 篠岡	副担当： 武田
本部 (司令塔)	② 供給担当責任者	感染者発生時・事業中断時における取引先や消費者に対する供給責任に関する対応を行う。	担当： 松本	副担当： 中村
	③ 予算担当責任者	感染予防及び感染者発生時に必要とされる予算の管理を行う。(衛生用品・資金繰り等)	担当： 松本	副担当： 森島
	④ 現場担当責任者	感染症に対する予防対策・感染者対策・復旧対策について現場での対応を行う。	担当： 篠岡	副担当： 才田
※本部長が対応できない場合にAMが代理として担当				

4. 予防対策 感染者の発生及び事業の中断を未然に防ぐための対策を事前に決定します。

	原則 (適用するものに④)	自社独自ルール
情報収集と社内への情報提供	☐ 日本政府及び関係省庁、大阪府WEBサイトに最新の情報収集する (①) ☐ 収集した情報は全従業員に情報提供を行う (①)	
新型コロナウイルス感染症に関する社外への情報発信	☐ 法人の取り組み (予防対策、感染者対策、復旧対策) を情報発信する (①) ☐ 主な委託先にも同様の取り組みを求める (①②)	
健康管理の徹底	☐ 健康観察を実施する (発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等) (④) ☐ 手洗い及び手指の消毒を徹底する (④)	
クリニックへの立入制限	☐ 来訪者の入退管理を行う (④) ☐ 来訪者の立入可能エリアを限定する (④)	
対人距離の確保	☐ 時差利用や人数制限を行い、対人距離を確保する (④) ☐ 対人距離を2m以上 (最低1m) 確保する (④) ☐ 食事の際は対面にならないように、静かに食事をし、マスクなしでの会話をしない	
院内設備の消毒	☐ 頻繁に接触する場所を重点的に消毒する (④) ☐ 消毒作業に際しては保護具を着用する (マスク・ゴーグル・ゴム手袋等) (④) ☐ 消毒に用いた保護具は消毒又は専用のごみ袋に入れて廃棄する (④)	
勤務体制の変更	☐ 勤務体制の変更を行う (④) ☐ 情報セキュリティの強化を行う (管理者パスワードの変更、アクセス権設定、IT機器や紙媒体の持ち出し管理等) (④)	
出張や外出の制限	☐ 事業継続上、最低限の場合を除き、新型コロナウイルス感染症が流行している国や地域への出張を禁止する (④)	
事業の縮小又は拡大等	☐ 事業継続目標の需要増減を見据えた事業の縮小・撤退・拡大を検討する (②)	
事業継続に必要な物品・サービスの確保	☐ 院内の事業継続に必要な物品・サービスを洗い出し、それらを調達する予算を算出して確保する (③) ☐ 主な訪問先において感染者が発生した場合に備え、物品の確保 (②)	

5. 感染者対策 当院や取引先において感染の疑いがある者又は感染者が出た場合の対策について事前に決定します。

	原則 (適用するものに④)	自社独自ルール
従業員に感染の疑いがある場合	☐ 発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等の症状がみられる際は、出社しないよう従業員に周知徹底する (④) ☐ 症状がみられる際は、上長に報告させるとともに、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関に相談し、その指示に従う (④) ☐ 毎日、当該従業員に検温を実施させ、体調を記録する (④) ☐ 体調不良を押して無理な勤務をしている従業員がいないか随時確認する (④)	
従業員が感染した場合	☐ 保健所の指導に基づき、(1)濃厚接触者の特定に関わる調査協力、(2)消毒指導に応じた消毒作業等に速やかに対応する (④) ☐ 感染事例を踏まえた更なる予防対策を検討・導入し、全従業員に対して周知徹底する (①④) ☐ 利害関係者 (主な委託先、取引先など) に対して対応状況の周知を行う (①②) ※感染者が特定されることがないように留意する ☐ 対応状況や供給に関するお問い合わせ窓口を設置する (②) ☐ 退院後、4週間程度の健康観察を実施することとし、体調を確認しながら復帰させる (④) ※退院基準を満たしているため、出勤することは差し支えありません ※職場復帰時は、差別などが起こらないよう充分配慮する	
従業員の同居の家族に感染の疑いがある場合	☐ 従業員の同居家族に対する予防対策・感染者対策を指導及び周知徹底する (④) ☐ 従業員の同居家族の体調不良についても、上長に報告させる (④)	
従業員の同居の家族が感染した場合	☐ 当該従業員は濃厚接触者となるため、保健所の調査や14日間の自宅待機による健康観察に協力し、その指示に従う (④)	
訪問先において感染者が発生した場合	☐ 当該感染者が症状を呈した2日前から最終出社日までの行動履歴を取引先から聴取し、従業員との接点 (訪問・来訪) の有無を把握する (④) ☐ 当該感染者が主な委託先に所属していた場合、事業中断に備え、代替手段の実施又は代替調達を行う (②③)	
事業の縮小等	☐ 事業継続目標への影響が最小となるよう、対象範囲を明確にした事業の中断・自粛、縮小・撤退を行う (②)	

6. 復旧対策 感染者発生後の事業復旧又は自粛からの緩和において実施する対策を事前に決定します。

	原則 (適用するものに④)	
事業の再開	☐ 急激な復旧は新たな感染拡大を引き起こす可能性があるため、段階的な事業復旧を行う (②④) ☐ 供給責任や自社の収益への影響を考慮し、優先順位などを踏まえた供給再開を行う (②)	
臨時態勢の維持	☐ 新たな感染拡大が発生した場合に、再度速やかに事業の縮小・撤退ができるよう、臨時の態勢を維持する (④)	
協調的サプライチェーンの確立	☐ 主な訪問先の復旧スケジュールとその内容を把握し、足並みを揃えた事業復旧を行う (②④)	

Chapter 3 Chapter 4 Chapter 6
Chapter 2 Chapter 4

